

# 名護屋城博物館ホール利用料金表

R1. 10. 1

## ■施設使用料

区分	使用単位	使用料（円）		
		冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合	
企画展示室	午前 9時から午後 5時まで	4,530	左欄に掲げる額に1時間につき550円を加えた額	
ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の額が500円以下の場合	平日	午前 9時から午前12時まで	9,900
			午後 1時から午後 5時まで	13,200
			午後 6時から午後10時まで	16,500
			午前 9時から午後 5時まで	22,000
			午後 1時から午後10時まで	28,600
			午前 9時から午後10時まで	37,400
		土・日・祝日	午前 9時から午前12時まで	12,870
			午後 1時から午後 5時まで	17,160
			午後 6時から午後10時まで	21,450
			午前 9時から午後 5時まで	28,600
			午後 1時から午後10時まで	37,180
			午前 9時から午後10時まで	48,620
	入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合	平日	午前 9時から午前12時まで	14,850
			午後 1時から午後 5時まで	19,800
			午後 6時から午後10時まで	24,750
			午前 9時から午後 5時まで	33,000
			午後 1時から午後10時まで	42,900
			午前 9時から午後10時まで	56,100
		土・日・祝日	午前 9時から午前12時まで	19,250
			午後 1時から午後 5時まで	25,740
			午後 6時から午後10時まで	32,120
			午前 9時から午後 5時まで	42,900
			午後 1時から午後10時まで	55,770
			午前 9時から午後10時まで	72,930
入場料等の額が1,000円を超える場合	平日	午前 9時から午前12時まで	19,800	
		午後 1時から午後 5時まで	26,400	
		午後 6時から午後10時まで	33,000	
		午前 9時から午後 5時まで	44,000	
		午後 1時から午後10時まで	57,200	
		午前 9時から午後10時まで	74,800	
	土・日・祝日	午前 9時から午前12時まで	25,740	
		午後 1時から午後 5時まで	34,320	
		午後 6時から午後10時まで	42,900	
		午前 9時から午後 5時まで	57,200	
		午後 1時から午後10時まで	74,360	
		午前 9時から午後10時まで	97,240	

## ■附属設備使用料

区分	単位	使用料（円）	
展示用器具	両面ガラスケース	1台 220	
	のぞきケース（両面）	1台 200	
	のぞきケース（片面）	1台 180	
舞台	所作台	一式 2,640	
	平台	1台 100	
	松羽目	一式 1,200	
	大道具	毛せん	1枚 200
		長ふとん	1枚 200
		人形立	1本 100
	道具	金屏風	1双 1,210
			1隻 600
		上敷	1枚 180
		プログラムスタンド	1台 100
舞台	演台	1台 550	
	照明器具	ボーダーライト	1回路 360
アッパーホリゾンライト		1回路 510	
ローアホリゾンライト		1回路 480	
フットライト		1回路 340	
サスペンションライト		1灯 230	
シーリングライト		1灯 230	
サイドスポットライト		1灯 230	
舞台	ピンスポットライト	1台 1,640	
	フロアコンセント	1個 100	
音響器具	拡声装置	一式 2,140	
	ステージスピーカー	1台 540	
	フィードバックスピーカー	1台 540	
	オープンテープレコーダー	1台 830	
	カセットテープレコーダー	1台 720	
	コンデンサーマイク	1本 970	
	ダイナミックマイク	1本 450	
	ワイヤレスマイク	1本 1,140	
	16mm 映写機	1台 1,980	
	スライド映写機	1台 1,040	
音響器具	ピアノ	1台 2,200	
	3点つりマイク	一式 1,100	
	音響反射板	一式 3,840	

※附属設備使用料は、減免対象外です。使用日当日に現金で納付をお願いします。

注

- ・ 入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいいます。
- ・ 入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とします。
- ・ 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日です。
- ・ ホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位の施設使用料の額を当該使用単位の時間数で除して得た額の150パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とします。
- ・ 冷暖房をする場合において、その使用時間が1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とします。